

令和2年5月26日

自家用電気工作物

電気主任技術者及び電気保安関係者 各位

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課長

高濃度PCB含有電気工作物に係る早期処理へのご協力について（要請）

平素より、自家用電気工作物の電気保安について、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、西日本（中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州事業エリア）にて、処分期間終了後に未処分高濃度PCB廃棄物が発見される事案が100件超発生し、未処分高濃度PCB廃棄物の中には、コンデンサーなど電気工作物として使用されていたものも相当数含まれていたことが判明しております。未処分高濃度PCB廃棄物の多くは、倉庫の整理や建物の解体時に発見されたものですが、電気主任技術者の見落としに起因するものもございました。

高濃度PCB含有電気工作物は、PCB特措法から廃棄義務等の規定が除外され、電気事業法の規制体系で経済産業省が責任を持って対応していくこととなっています。経済産業省としては、今般の未処分高濃度PCB廃棄物の発見事案を大変重く捉えており、今後、処理期間を迎える他の事業エリアで同様の事案が発生することのないよう、早期の高濃度PCB含有廃棄物の処理の促進と未登録のPCB含有電気工作物の発見に向けた取組を強化していくことが重要と考えております。

電気主任技術者をはじめ、電気保安業務に携わる関係者の皆様方におかれましては、本件について御認識いただき、改めて御担当の自家用電気工作物の事業場において高濃度PCB含有電気工作物の有無の御確認と自家用電気工作物の設置者に対する高濃度PCB含有廃棄物の早期処理の必要性について、周知をお願い致します。

別添の参考資料も併せて御参考としていただき、高濃度PCB含有廃棄物の早期かつ適正な処理への御協力方、よろしくお願い致します。

※高濃度PCB含有電気工作物の銘板確認の際に電気主任技術者自らが感電する事故も発生しております。銘板の確認に当たっては、年次点検時など安全を確保された上で作業を行うよう、よろしくお願い致します。

別添

- ・電気主任技術者によるPCB含有電気工作物確認のポイント
- ・(別紙) チェックリスト